

2. PDM薬

プロジェクト名：イエメン国 コミュニティー母子栄養・保健プロジェクト プロジェクト実施期間：2009年6月1日 - 2013年5月31日 (4年間) バージョン：No. 0
 対象地域：対象6郡で選定された遠隔コミュニティ (ヤア州：マハ郡およびワラン郡、イブ州：ワラン郡およびワラン郡、ハドラー州：東アハドラー郡およびワラン郡)
 ターゲット・グループ：対象地域の母親および5歳未満児
 作成日：2008年11月26日

上位目標 プロジェクト概要	指標	入手手段	外部条件
<p>プロジェクト対象地域*において、子どもの栄養・健康状態が改善され、コミュニティ・ヘルス・ボランティア (Community Health Volunteer: CHV) による活動 (CHV 活動) が他郡に向けて展開される。 *1 対象6郡において、医療施設へのアクセスが困難な遠隔コミュニティを意味する。</p>	<p>1. 対象地域において、低体重栄養不良である5歳未満児の割合が減少する。 2. イエメン国において、当該プロジェクトでデザインされた CHV 活動を採用する郡の数が増加する。</p>	<p>1. CHV 月次報告書 2. 保健人口省 (MOPHP) への質問紙調査 (プロジェクト終了から約3年後の実施)</p>	<p>母子栄養・保健に関する保健人口省の政策・方針が大幅に変更されない。</p>
<p>プロジェクト目標 プロジェクト対象地域において、母子への栄養・保健サービス*2が、CHVにより提供されるようになる。 *2 グロース・モニタリングの実施、栄養・保健教育の推進、ならびに微量栄養素、ORS および駆虫剤の配布から構成される。</p>	<p>1. 対象地域において、最初の6カ月間を母乳だけで育てる母親の割合が、XX%からYY%に増加する。 2. 対象地域において、ビタミンAを服用する母親 (授乳婦) および子どもの割合が、XX%からYY%に増加する。 3. 対象地域において、CHV活動の継続性を望む母親の割合がXX%に達する。</p>	<p>1. 母親への質問紙調査 2. CHV 月次報告書 3. 母親への質問紙調査</p>	<p>1. 食料状況が悪化しない。 2. イエメン国政府により、CHV活動に必要な予算が確保される。</p>
<p>アウトプット 1. 対象地域において、CHVによる母子への栄養・保健サービスの提供 (CHV 制度) が確立される。 2. CHVの指導員および監督者として、ヘルス・ワーカー (HW) が育成される。 3. 母子への栄養・保健サービスを提供するために、CHVが育成される。 4. 母子への栄養・保健推進活動のプロセスが確立・改善される。</p>	<p>1-1. 対象地域において、CHVの数が維持される。 1-2. CHVの役割、TORなどに関して、CHVの満足度が平均でXX%に達する。 1-3. CHV 2-1. TOT 2-2. CHV 平均でXX% 2-3. CHV でXX%に達する。 3-1. CHV する。 3-2. CHV の割合が平均で 4-1. 4-2. 4-3. CHV A、鉄剤、ORS 4-4. 対象地域において、CHVから保健センター (HC) に提出される月次報告書の割合が平均でXX%に達する。</p>	<p>1-1. CHV登録リスト 1-2. CHVへの質問紙調査 1-3. 調整会議記録 2-1. TOT 2-2. CHV 研修コース参加者への質問紙調査 2-3. CHV 研修コース参加者への質問紙調査 3-1. CHV 研修コース実績記録 3-2. CHVへの質問紙調査 4-1. CHV 月次報告書 4-2. CHV 月次報告書 4-3. CHV 月次報告書 4-4. CHV 月次報告書</p>	<p>研修を受講したHWが、CHVの監督・相談役として郡保健事務所および保健センターで業務を継続する。</p>

<p>活動</p> <p>0-1 ベースライン調査およびエンドライン調査を行う。</p> <p>1-1 CHV の役割や業務内容 (TOR) を含む CHV 制度に関するガイドラインを策定・改訂する。</p> <p>1-2 EPI 活動で活用されている既存のチャネルを通じて、微量栄養素、ORS、駆虫剤などを調達・配布するための年間計画を策定する。</p> <p>1-3 CHV 活動に必要な資料 (母子健康カードなど) の配布計画を策定する。</p> <p>1-4 CHV 活動の啓発に必要な冊子やポスターなどの資料を作成・配布する。</p> <p>1-5 母子健康カードを作成・配布する。</p> <p>1-6 グロース・モニタリングや相談などを含む CHV 活動ハンドブック、ならびに図や写真を有効に活用した栄養・保健教材 (冊子、パンフレットなど) を作成・配布する。</p> <p>1-7 CHV 活動に関するモニタリング・評価手法のマニュアルを作成する。</p> <p>1-8 CHV 活動に関する月次報告書のフォーマットを作成する。</p> <p>1-9 CHV 制度を確立するために、保健人口省内の調整会議を定期的で開催する。</p> <p>1-10 プロジェクトを通じて、対象郡だけでなく、他郡とも情報や経験の共有を図るためのセミナーを開催する。</p> <p>2-1 TOT コースの研修計画を策定する。</p> <p>2-2 上記研修計画に沿って、研修教材を作成する。</p> <p>2-3 州保健事務所 (GHO)、郡保健事務所 (DHO) および保健センター (HC) で従事する HW に対して TOT を実施する。</p> <p>2-4 TOT コースの参加者により、TOT コースを評価する。</p> <p>3-1 CHV 研修コースの研修計画を策定する。</p> <p>3-2 上記研修計画に沿って、研修教材を作成する。</p> <p>3-3 DHO、HC などと協力して、CHV 候補を指名する。※</p> <p>3-4 CHV (候補) に対して CHV 研修 (再研修を含む) を実施する。</p> <p>3-5 研修参加者により、CHV 研修コースを評価する。</p> <p>4-1 オリエンテーション、ワークショップなどを通じて、コミュニティにおいて、CHV に関する啓発活動を行う。</p> <p>4-2 母子への栄養・保健サービスに関する活動を実施する (具体的には、(1) グロース・モニタリングの実施、(2) 栄養・保健教育の指導、(3) 微量栄養素 (ビタミン A、鉄剤など)、ORS、駆虫剤などの配布)。</p> <p>4-3 HC に月次報告書を提出する。</p> <p>4-4 HC や DHO を通じて、CHV 活動をモニタリング・分析する。</p> <p>4-5 モニタリング結果を DHO、GHO および保健人口省に報告する。</p> <p>4-6 HC において、レビュー・ミーティングを定期的に開催する。</p> <p>4-7 母子への栄養・保健推進活動に関するプロセス、経験、結果および教訓をマニュアルの形式で文書化する。</p>	<p>投入</p> <p>日本側</p> <p>1. 人材</p> <p>本邦専門家 長期専門家 チーフアドバイザー 地域栄養/保健 業務調整 短期専門家</p> <p>プロジェクトの実施のため、必要に応じて、栄養/保健統計、母子保健などの分野を含む短期専門家を派遣する予定</p> <p>2. 本邦および第三国研修</p> <p>3. 現地国内研修</p> <p>4. 機材供与</p> <p>プロジェクト活動に必要な機材供与</p> <p>5. 現地活動費</p>	<p>感染症や自然災害がプロジェクト活動に甚大な影響を与えない。</p> <p>前提条件</p> <p>対象地域での治安情勢が、プロジェクト活動に悪影響を及ぼさない。</p>
--	---	--

※ 裨益者 (母親) が文化慣習的に身内以外の男性 (保健従事者を含む) への接触が制限されている事情を配慮し、CHV の大多数は女性とする予定。

3. PO案

2008年11月26日

月	2009年			2010年			2011年			2012年			2013年			責任者																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0-1 ベースライン調査およびエンドライン調査を行う。																																	県保健事務所 栄養コーナー/コーディネーター/担当者		
アウトプット 1. 対象地域において、CHVによる母子への栄養・保健サービス提供の仕組み (CHV制度) が確立される。																																			
1-1 CHVの役割や業務内容 (TOR) を含むCHV制度に関するガイドラインを策定・改訂する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-2 EPI活動で活用されている既存のチャネルを通じて、微量栄養素、ORS、駆虫剤などを調査・配布するための年間計画を策定する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-3 CHV活動に必要な資料 (母子健康カードなど) の配布計画を策定する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-4 CHV活動の啓発に必要な冊子やポスターなどの資料を作成・配布する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-5 母子健康カードを作成・配布する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-6 グループ・モニタリングや相談などを含むCHV活動ハンドブック (ならびに図や写真を有効に活用した栄養・保健教材 (冊子、パンフレットなど) を作成・配布する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-7 CHV活動に関するモニタリング・評価手法のマニュアルを作成する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-8 CHV活動に関する月次報告書のフォーマットを作成する。																																	県保健事務所 栄養部長		
1-9 CHV制度を確立するために、保健人口省内の調整会議を定期的に開催する。																																	保健人口省 栄養部長		
1-10 プロジェクトを通じて、対象国だけでなく、他国とも情報や経験の共有を図るためのセミナーを開催する。																																	保健人口省 栄養部長		
アウトプット 2. CHVの指導員および監督者として、ヘルス・ワーカー (HW) が育成される。																																	保健人口省 栄養部長		
2-1 TOTコースの研修計画を策定する。																																	保健人口省 栄養部長		
2-2 上記研修計画に沿って、研修教材を作成する。																																	保健人口省 栄養部長		
2-3 州保健事務所 (GHO)、郡保健事務所 (DHO) および保健センター (HC) で従事するHWに対してTOTを実施する。																																	保健人口省 栄養部長		
2-4 TOTコースの参加者により、TOTコースを評価する。																																	保健人口省 栄養部長		
アウトプット 3. 母子への栄養・保健サービスを提供するために、CHVが育成される。																																	保健人口省 栄養部長		
3-1 CHV研修コースの研修計画を策定する。																																	保健人口省 栄養部長		
3-2 上記研修計画に沿って、研修教材を作成する。																																	保健人口省 栄養部長		
3-3 DHO、HCなどと協力して、CHV候補を指名する。																																	保健人口省 栄養部長		
3-4 CHV (候補) に対してCHV研修 (再研修を含む) を実施する。																																	保健人口省 栄養部長		
3-5 研修参加者により、CHV研修コースを評価する。																																	保健人口省 栄養部長		

年 月	2009年					2010年					2011年					2012年					2013年					責任者					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		2	3	4	5	
全体の期間																															
アウトプット4. 母子への栄養・保健推進活動のプロセスが確立・改善される。																															
4-1 オリエンテーション、ワークショップなどを通じて、コミュニティにおいて、CHVに関する啓発活動を行う。																															
4-2 母子への栄養・保健サービスに関する活動を実施する。																															
(1) グローブ・モニタリングの実施																															
(2) 栄養・保健教育の指導																															
(3) 微量栄養素(ビタミンA、鉄剤など)、ORS、駆虫剤などの配布																															
4-3 HCに月次報告書を提出する。																															
4-4 HCやDHOを通じて、CHV活動をモニタリング・分析する。																															
4-5 モニタリング結果をDHO、GHOおよび保健人口省に報告する。																															
4-6 HCにおいて、レビュー・ミーティングを定期的で開催する。																															
4-7 母子への栄養・保健推進活動に関するプロセス、経験、結果および教訓をマニュアルの形式で文書化する。																															
Note: 上記で示したプロジェクト開始時期、スケジュールなどは、今後の協議を通じて修正される可能性がある。 ■ : 実績内で活動を完了する。 ■ : 点線内では、プロジェクト活動を継続して行う。 △ : 会議の開催、モニタリング・評価の実施、書類の作成など																															
郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 保健人口省 栄養部長 州保健事務所 栄養コーナー・ディネーター/担当者 所長 郡保健事務所 保健センター ヘルス・ワーカー 所長 保健人口省 栄養部長 州保健事務所 栄養コーナー・ディネーター/担当者 所長																															